

新宮市規則第 2 1 号

新宮市職員の旅費に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市規則第 2 1 号

新宮市職員の旅費に関する条例施行規則

新宮市職員の旅費に関する条例施行規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 2 1 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市職員の旅費に関する条例施行規則

新宮市職員の旅費に関する規則（平成 17 年新宮市規則第 40 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、新宮市職員の旅費に関する条例（令和 8 年新宮市条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（旅行役務提供者における規則で定める者等）

第 3 条 条例第 2 条第 8 号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者
- （2） 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 13 条第 1 項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 4 条に規定する軌道経営者
- （3） 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 23 条の 3 第 2 項に規定する船舶運航事業者
- （4） 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業を営営する者
- （5） 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 7 項第 3 号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- （6） 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業を営む者
- （7） 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 7 条第 1 項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 55 条第 1 項に規定する貨物利用運送事業者
- （8） 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 31 条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（市との契約によりカード等（同法第 2 条第 3 項第 1 号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために提供する場合に限る。）

2 条例第 2 条第 8 号に規定するその他の規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（条例第 3 条に規定する規則で定める場合等）

第 4 条 条例第 3 条第 5 項に規定する規則で定める場合は、同条第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したときとする。

2 条例第 3 条第 5 項に規定する規則で定めるものは、条例第 21 条第 2 項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次の各号に掲げる金額とする。

- （1） 国内旅行における鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第 9 条第 1 項各号、条例第 10

条第1項各号、条例第11条第1項各号及び条例第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額とを比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 国内旅行における宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について条例第13条から条例第18条までの規定並びに条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額とを比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして市長が認めた額

（旅費額を喪失した場合における旅費）

第5条 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、交通事故その他の同項の規定する者の責めに帰することができない事情とする。

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次の各号に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券及び航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以降の旅行を完了するため条例及びこの規則の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費の額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた金額

（旅行命令簿等への記載事項）

第6条 条例第4条第4項の規則で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間及び旅行命令権者とする。

（旅行命令等の変更の申請）

第7条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を旅行命令権者に提出しなければならない。

（鉄道賃に係る鉄道）

第8条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの

（船賃に係る船舶）

第9条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

（航空賃に係る航空機）

第 10 条 条例第 11 条に規定する規則で定めるものは、航空法第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(宿泊費の額等)

第 11 条 条例第 13 条の規則で定める額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）別表第 2 職務の級が 10 級以下の者の欄に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限とし、宿泊費基準額を超えない範囲で実際に要した額とする。

2 条例第 13 条の規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときとする。

(1) 会議等において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(転居費の算定方法)

第 12 条 条例第 16 条の転居の実態を勘案して規則で定める方法は、次のいずれかに掲げる方法とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者等に依頼したものとして第 1 号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例及びこの規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前 2 項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(退職者等の旅費)

第 13 条 条例第 20 条第 1 項の規則で定めるものとは、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて次の各号に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第 14 条 条例第 20 条第 4 項の規則で定めるものとは、出張又は赴任の例に準じて次の各号に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第 2 条第 5 号に掲げる順序により、同順位がある場合には、年長者を先にする。

(給与の種類)

第 15 条 条例第 22 条第 3 項に規定する給与の種類は、新宮市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年新宮市条例第 43 号。以下「給与条例」という。）に規定する職員の給料、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(通勤手当との調整)

第 16 条 旅行者が給与条例第 16 条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。